

議 事 録 (要 旨)

会 議 名 称	平成 30 年度 第 2 回加古川市人権教育啓発推進審議会
開 催 日 時	平成 30 年 12 月 7 日 (金) 午前 9 時 58 分から午前 11 時 30 分まで
開 催 場 所	加古川市人権文化センター 大ホール
出 席 者	<p><委員></p> <p>石元 清英会長、上田 博紀副会長、朝比奈 寛正委員、末澤 徹治委員、熊谷 千昭委員、岸本 敏和委員、大西 武美委員、松澤 昭夫委員、高松 朋子委員</p> <p><欠席></p> <p>西浦 富士子委員</p> <p><事務局></p> <p>田中市民部長、佐藤人権施策担当部長、久保田市民部次長、守澤人権文化センター所長、福井人権教育・啓発担当課長、岡田人権文化センター副所長、石澤徹収担当副課長、福田総務係長、筒井相談・啓発係長</p>
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">加古川市人権文化センターだより発行までの経緯等について</p> <p>3 閉会</p>
資 料	<p>1 平成 30 年度第 2 回加古川市人権教育啓発推進審議会次第</p> <p>2 人権文化センターだより発行までの経緯等</p>
傍 聴 者 の 数	6 人

審議内容（発言者、発言内容、審議経過等）	
	<p>1 開会</p> <p>（会長あいさつ）</p> <p>12月に入りまして、何かと気忙しい時期になっておりますけれども、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の議題は1つですが、非常に重要な案件ですので、みなさまのご意見をいただきながら議論を深めていきたいと考えておりますので、なにとぞよろしくお願いたします。</p>
	<p>2 議事</p> <p>加古川市人権文化センターだより発行までの経緯等について</p>
（会長）	<p>それでは、人権文化センターだより発行までの経緯等について、事務局より説明よろしくお願いたします。</p> <p><事務局説明></p>
（会長）	<p>人権文化センターだより発行までの経緯等があります。それから別紙1、2として、加古川市人権侵害処理手順と加古川市人権侵害事案対応フロー、それぞれ案ですけれども説明がありました。以上に関しまして、ご意見ご質問があればよろしくお願いたします。</p>
（委員）	<p>市職員に対する研修のところですけど、6月8・11・12日で209人参加とあるんですが、3日間で209人の参加ですか。</p>
（事務局）	<p>3日間で209人になります。11日が午前、午後の開催で4回実施しておりますが、ほぼ全員参加しております。このときに参加できなかった職員については、後日こちらで個別にフォローをしております。</p>
（委員）	<p>もう1点、人権文化センターだより発行までの経緯等の中で、②市職員に対しての窓口等における同和地区問合せ発生時の対応等の研修とありますが、どんな内容ですか。具体的にQ&Aみたいな形で研修されているのか、もしそれを作られているのであれば、地域でそういう人がいた場合にこういう対応ですというマニュアルも作れると思うので、参考にできると思います。</p>

(事務局)	<p>マニュアルという形ではしておりません。もし、マニュアルを作ってしまうと、何か発言があった時に「それはダメですよ」で終わってしまう可能性があると思います。こちらで話をさせていただいたのは、そういう発言をされた人が発言をされた時に、どういう気持ちで発言をされているのかというのを十分聞き出す中で、その人の持っている偏見であるとか差別心にご本人に気づいていただくという形を取っております。そこをご本人が気づかれて、自分自身の発言が良くなかったということに気づいていただく、時間がかかるかもしれませんが、市の責務ですので時間をかけてやっていかなければいけない。ただ、市の職員も全てが対応できないので、それぞれの職場に応じた形で、もしそういう発言があった時に、その発言が人権侵害であると気づくことが大事ですので、そういう意識の部分、それから啓発していく知識の部分をしっかり知っていただいて、自分で対応できない場合はすぐに上司と相談しながら対応していくという話をさせていただいております。</p>
(委員)	<p>事案が発生した時に対策案を審議する、組織としては必要だと思うのですが、これを人権教育啓発推進審議会に委ねるとするのは、私は今の段階ではできないと思います。それは規則を変えていただかないと、この人権教育啓発推進審議会の規則の中にはこの機能は入っていないんですね。それを無理やりやるのは、やっぱりおかしいので、これを人権教育啓発推進審議会でするのであれば、そこをちゃんとした形に変えて、そういう機能を持たすんだという上でやらないとおかしくなる、そこを明確にさせていただきたい。それから、規則を変えた時に今の委員さんに再度こういう内容が変わったけれど、委員を引き続き受けますかと問い直す必要があるのかなと、そのうえでないと出発できないのかなという感じを私は持っています。</p>
(会長)	<p>今の点についていかがでしょうか。</p>
(事務局)	<p>ご指摘のあったとおり、現在の審議会規則におきましては、人権教育及び人権啓発に係る基本的事項に関する事、人権教育及び人権啓発に係る施策の推進に関する事、その他人権施策の推進に係る重要事項に関する事、3項目を審議すると所掌事務に上がっております。この分につきましては、この度の反省点も踏まえまして処理手順と今後の対応のところでもまとめさせていただいているんですけど、いま委員さんの方からございましたように、規則の改正をしてみたいと考えております。それともう1点、委員さんへの意思確認ですけども、その点につきましてもきちっと対応してみたいと考えております。</p>
(委員)	<p>人権文化センターだより発行までの経緯の中で、志方の8月21日の分ですけど、「文書が届く」と書いてあるんですが、これだと郵便で届いたと間違ってしまうので、実際3人が手持ちでお願いに来たわけですので、ここはもう少しきちっと書いてほしいと思います。それと、こういうフローチャートができたことについては</p>

<p>(事務局)</p>	<p>うれしいと思います。早急に作っていただけてありがたいと思います。その中で人権アドバイザーや、市同協、市推の全体会でも意見が出たんですけど、そこに参加されていない委員さんもおられるので、説明をお願いします。</p> <p>ご意見をいただいたのは別紙1になります。別紙2につきましてはご意見がございませんでした。別紙1であったご意見の1つ目ですが、上の事案発生、その下の当事者、同席者、相談を受けた人などの下のところに矢印がついています。そこに「通報」となっていますが、ここは通報だけでなく、その下が関係課となっておりますので、各課の相談窓口へ相談が入ることも考えられるということで、通報の横に「・相談」として、その相談の中でこれは相談を受けたものが人権侵害を受けたことにあたるということであれば、人権文化センターの方に報告をいただいて連携しながら進めていった方がいいのではないかとというのが1点目になります。2点目ですが、人権文化センターを真ん中に四角囲みで入れさせていただいていますが、この左のところ、人権文化センターと人権アドバイザーの情報共有のところを点線で書かせていただいておりますが、連携する時に双方向になっているものに違いを出すために点線にしたのですが、点線は弱く見えるので実線で太い線で書くか二重線にした方がいいのではないかと意見をいただきました。3点目ですが、それぞれが市民啓発の方につながっていくのですが、人権文化センターから直接市民啓発もあるのではないかとということで、人権文化センターから直接下ろす線もあっていいのではないかと意見もありました。続いて右のところですが、市同協に人権文化センターから報告をさせていただく、その下のところに市同協関係団体がありますが、最前線でいろいろ活動や市民啓発をさせていただいている市推協であるというところで、市同協の横並びに市推協を入れて進めていってはどうかというご意見もいただきました。また、人権文化センターの真ん中より下ですが、これはそれぞれのところで報告だけではなく、やはり何らかの手立てを打っていただいた時に、その中で市民啓発の課題が出てくるだろうということで、それを全て双方向に変えてはどうかという意見をいただきました。主だった意見としましては以上です。</p>
<p>(会長)</p>	<p>この別紙1に関して、いろいろと意見が出てきて、それを5点にまとめて報告していただきましたが、これについて何かございますでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>意見という形でいろいろ聞かれたんですけど、この場で審議するとか相談するとかいうのもおかしい話なんで、これは別途考えるべきだと思う。特に、人権アドバイザーは人権の施策のひとつであって、全体の中に取り込むはずにはなっていないと思いますが、そのへんのことも踏まえて、別途事案発生とか、人権文化センターとしての受け皿をどうするかという話をしないと、この審議会に上がってきて、この場の意見を反映するのは結構ですけど、それが即審議の対象ということであってはちょっとまずいと思いますので、その辺のところの配慮をお願いしたいと思います。</p>

(委員)	<p>さっきの人権アドバイザーの位置づけですが、人権アドバイザーの前身は人権教育指導員があって、各公民館に1人ないし2人を配置して、それがもう少しアップするということで人権アドバイザーになったと理解をしてるんですが、今言われたことについて確認をお願いします。</p>
(事務局)	<p>人権アドバイザーですが、広く市内に公募をして選考をさせていただいて、人権アドバイザーとして活動していただいております。人権アドバイザーの位置づけとして3つのことをしていただいております。まず1つはそれぞれの公民館エリアでの相談業務、2つ目が町懇であるとかいろいろな機会に研修講師として行っていただく、3つ目がアドバイザーの方々のスキルアップのためのこちらの方で開催していただきます研修に参加していただくということになります。アドバイザーから下に入っている啓発というのは、それぞれいろいろなところで、町懇であるとかそれぞれの校区同協の研修会等で研修に行かれる際に、市民啓発の中に事案が発生した、それを啓発につなげていただくというイメージでこの位置づけにさせていただいております。</p>
(委員)	<p>ということは、人権アドバイザーというのは、加古川市における人権に対してのエキスパートという位置づけでいいんですか。今この審議をここですべきじゃないというのがありましたので、それをどうするかというのも先に決めてもらいたいし、人権アドバイザーの位置づけが、もしかするとこれ自体が根本的におかしくなってしまうと思うんですけど、どうですか。</p>
(委員)	<p>根拠を明確にしたうえでないと、今後事象が発生したときに、明確になってないところでやるというのはおかしいということを行っているだけで、今のところについては進めてもいいと思います。</p>
(会長)	<p>お気づきの点いろいろと意見いただいて、それでこの案をたたいていくということでいいと思います。</p>
(委員)	<p>人権文化センターから直接市民に啓発いうのがあってもいいんじゃないかということですけど、今回の人権文化センターだよりにあったように人権文化センターの中で揉むことについてはダメだということじゃなくて、もっと広く意見を聞くべきだと思うんです。横にある関係団体の中には市同協とか、解放同盟とかいろんな団体が入っていますので、長がここに入っておられるんで、その人の意見を聞いてそれを直接下ろすんじゃないで、市推やいろんな役を持っておられる人に下していくのはこれでええと思うんです。だから、人権文化センターから直接啓発となるとまた同じ間違いが起きるとも限りませんので、それはちょっとよくないんじゃないかと思います。それと、市推協を市同協の横並びというのがあるんですけど、市同協というのは各団体の代表が集まって市同協というのを作っているんで、その横にま</p>

	<p>た市推協が横に並ぶとなると横にいっぱい広がってしまうと思います。順番から言えば市同協は各団体の集まり、その下に各団体があるという考え方にすれば、上も下もないんですけど書き方としたらその書き方になってしまうんじゃないかなと思います。報告を上を上げるというのもあるんですけど、市同協の会長から関係団体の代表として助言を言っていたら一番スムーズにいくんじゃないかなと、今聞いた中ではそんな感じがします。</p>
(会長)	<p>もう1点、人権アドバイザーの位置づけですが、この同じ平面の中に入れることができるのかどうか、この点についてはいかがですか。</p>
(委員)	<p>今アドバイザーは指導員を引きついたんではないかという話があったんですが、指導員はもう無くなっています。それを引き継ぐという事はないはずですよ。</p>
(委員)	<p>ないんですか。</p>
(委員)	<p>指導員会そのものは廃止するという風になっているはずですよ。それに代わるものと言ったらなんですけども、アドバイザーという組織を作ろうということですから、その辺ちょっと勘違いされているんじゃないかなという気がします。</p>
(委員)	<p>それは勘違いではないです。指導員の組織が今まであって、それを何十年間もやってこられて、それを改革じゃなし、指導員がもうダメやと不祥事をやって廃止すると、それに代わって違うもの作るというんでしたら、全然関係ないというのは正しいと思うんですけど。指導員は指導員で一生懸命やってこられた、ただ、その呼び名とかやり方を変えましょと、それを引き継いで人権アドバイザーを作ったと思うんですね。そういう説明を受けて理解しています。</p>
(委員)	<p>その辺が十分説明されていない。</p>
(委員)	<p>されていない、そうですね。ですから、私は人権に対しての、加古川市における人権アドバイザーを公募したという事は、加古川市の人権のスペシャリストの集まりやと思ってるんです。ですから、その人達を活用したらええと思うんです。だから、今回のこともアドバイザーに助言を求めたら違う方向になってたと思います。</p>
(委員)	<p>スペシャリストという言い方をされるからややこしいんです。事務局、3つ目の育成、育てるという話を説明してください。</p>
(事務局)	<p>アドバイザーですが、全ての人権課題に精通されているわけではないので、こちらの方の研修を受けていただくということも入っております。</p>

(委員)	それやったら、アドバイザーは、誰をアドバイスするんですか。僕らと同じレベルですか。
(委員)	そうです。だから、お互いに勉強してアドバイスしていこうというスタンスなんです。
(事務局)	アドバイザーですが、いわゆる上から教育するというイメージではないです。あくまで、横にありながら、アドバイザーとしてこういう考え方がありますがみなさんどうですかと、一緒に研修していきましようという形になります。その辺は、指導員もアドバイザーも市民啓発をしていく、目的は一緒だと思います。ただ、指導員制度を廃止させていただく中で、新たな形で相談業務を加え、きちんとこちらの研修をカリキュラムで受けていただくというところが増える中で、進めているのがアドバイザー制度になります。だから、あくまで上から教育です、こうですということではなく、一緒に学んでいきましようという立ち位置になります。
(委員)	そしたら、人権侵害が起きたら、アドバイザーさんに相談に行きなさいと言っているんですけど、素人に相談に行ってるということなんですか。それやったらアドバイザーという言葉から変えていかなあかんと思います。
(事務局)	実際、みなさんそれぞれ力を持っておられますが、あくまで上からの教育という立ち位置ではないと、一緒に考えましよう立ち位置を持っていただくということになります。
(委員)	でも、アドバイザーはそれを理解していますか。全ての人権に精通していると私は思いませんよ。でも、同和問題に精通した人、障がい者に対して精通した人、自負している人がいっぱいおると思うんですよ。その人に今の説明したら受けた人は怒りませんか。
(事務局)	アドバイザーの方々には、常々小さな研修会でも行っていただいて敷居を低く、いろんな所に行っていただきながら、一緒に学習していくという。
(委員)	一緒に学習する言うからおかしいんですよ。学習は違うところでして、教育を積んでもらって、相談者に的確なアドバイスするということにならんとアドバイザーになりませんよ。
(事務局)	もちろん、そうです。
(委員)	一緒に勉強する言うからおかしいんです。みなさんの意見を聞いてください。

(委員)	<p>ところがそういう説明をしているわけです。アドバイザーとして、お願いする時もアドバイザーになったら勉強してくださいよと言ってるんです。それをなんでアドバイザーとして携わらずのか、それはおかしいですよと言うてる訳です。それをここで議論している暇はないからきちっと整理して指導員を引き継いだものでないということと、隣保館が廃止になったということも含めて、合わせて人権文化センターの立ち位置、説明がちゃんとできていない。</p>
(委員)	<p>今の隣保館は廃止になったという意見ですけど、集約して隣保館の補助金で建ててるんです。名前は人権文化センターですけど、隣保館です。</p>
(会長)	<p>整理しないといけないんですけど、人権アドバイザーですが、委員の方で解釈が少し違うようですし、今事務局から説明があったんですが、市民の中に入って相互に学習する、その人が核になって学習するというイメージですね。そのところが、アドバイザーという言葉と少し開きがあるという意見ですが、その辺まとめていただければと思います。</p>
(事務局)	<p>例えば、県の啓発DVDを活用した市民啓発、町懇等は良くおこなわれています。それを行う時には、県の啓発協会の方に来ていただいて、こういう形でいきましょうという研修をアドバイザーに受けていただきます。それをそれぞれの町懇等に行っていただいて広めていただきます。ですから、それぞれ中心になって人権啓発を進めていただくのがアドバイザーです。ただ、今の啓発の方法として、前で一方方向に講義形式でお話しするというだけではなかなか進まない、参加型という形も進んできています。アドバイザーの方々にもそういう形の研修も受けていただいておりますので、アドバイザーのみなさんの中では一緒に勉強しましょうというように立ち位置は忘れずに、町懇の中で中心になって講話いただいていることになります。</p>
(会長)	<p>要するに、教育指導するという立場よりは、市民の中に入ってお互い人権意識を高めていこうという、そっちの方が啓発の効果が上がる、そういう事ですね。ですから、今までのように上から指導教育していくのではなくて、お互いスキルアップしましょうという方が啓発の効果が上がるので、そこを狙ってやっているということなので、市民と同じレベルでとどまっているという意味ではないということですね。少しそのところの理解が入り混じっていたように思います。</p> <p>それから、この手順とフロー図ですけれども、ここで委員の方から意見をいただいて、また考えていただくということですが、次回の審議会で上がってくるという事になるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>時期的には今年度内の開催を見据えまして、今日の議論を整理させていただきます。</p>

	<p>して、最終案という形でご提案させていただいて確定という方向で持っていけたらと考えております。</p>
(会長)	<p>1つ目に出ました通報の横に「・相談」を入れるという点についてはどうですか。当然、関係課については相談窓口がありますので、相談に訪れて、そこでその内容がわかるということもありますので、「・相談」と入れることですが、これでもよろしいでしょうか。</p>
(委員)	<p>当事者から人権文化センターへの相談も当然出てくると思うんですが、それはいいんですか。今の通報・相談は関係課のところに入れるという事だと思うんですが、直接人権文化センターには通報だけになっていますが、相談も当然出てくると思うんです。</p>
(会長)	<p>同じように付け加えるという事でよろしいでしょうか。他にどうですか。</p>
(委員)	<p>たびたび人権アドバイザーの話が出てきます。私ども市推協としては、人権アドバイザーにできるだけ要請しなさいという指示をしています。ここ2、3年来、各校区の研修会にアドバイザーの方にたくさんお越しいただいて、いい研修会になっています。でも、そのためには私ども市推協ももちろんのことなだけけれども、アドバイザーの方たちにもある程度整理できた段階になるだけけれども、情報を速やかに流してほしいんです。うちの場合も情報がなくなかなか現実的な研修がしにくいですから、市同協の構成団体全部に情報を流す、もちろん最後にはそういうことが必要なんですけれども、その辺の情報の伝達をどうしていくのかその辺のところを少し整理しながら、手順を考えていただきたいと思います。</p>
(会長)	<p>情報提供の徹底について、さまざまな組織・機関に対する情報提供に努めてほしいという点につきましてはそれでやっていくということでもいいわけですね。</p>
(事務局)	<p>確かにこの処理手順では、こう順番に書かないと平面の中では書けないものですから、こういう上位下位みたいなものにはなっているんですけど、実際いろんな団体や機関に情報を出していくときには、広くご意見も聞き、どういうタイミングで出していくべきなのかということも人権文化センターだけで判断するのではなく、各団体とも十分に練ったうえで、内容も含めて出していきたいと考えておりますので、その辺はご安心いただけたらいいと思います。</p>
(会長)	<p>先ほど人権アドバイザーについて、事務局から市民と一緒に学習するといった説明があったので、市民と同じレベルなのかというご意見も出たんですが、趣旨としては私の解釈ですが、当然人権アドバイザーは、スキルアップ講座ですか、そういったものを受けて当然人権意識も高い訳で、ただ従来のような上から市民を教育指</p>

	<p>導するというような啓発よりも一緒に学びましょうと、市民の中に入って人権意識を高めていく、そういう手法の方が啓発効果が大いではないか。啓発していく主体としては変わらないけども、より効果の高いやり方として、人権意識の高いアドバイザーが市民の中に入って一緒に学習しましょうということで、全体の意識を高めていくとそういう手法の問題だと私は解釈したのですがそれでいいんですね。</p>
(委員)	<p>僕もそれでいいと思うんですけど、言葉としたら一緒に人権を推進しようということになると市推やないかと思うんですよ。人権アドバイザーという人は、自ら手を上げて人権の勉強してきた、でもこれからも勉強をして一緒に推進していこうという人たちだと思うんです。だから、一緒に勉強してもらおうという事でしたら、人権アドバイザーのテンションは下がります。やっぱり市民を引っ張ってくださいというぐらいでないと、その位置づけはちゃんとしとかなんと思いません。</p>
(事務局)	<p>人権アドバイザーですが、昨年度市民啓発でアドバイザーが前に立って研修を受講された人が1万人以上あります。26万5千人ぐらい市民がいる中で、それだけアドバイザーの方々が最前線で研修講師をされていらっしゃるという位置づけもありますので、この処理手順の中でアドバイザーをきちっと位置づけをさせていただいて、アドバイザー同士情報交換しながら、もちろん人権文化センターも一緒に入りながら、こういう形で市民啓発をしていきたいと思いますということで、このフロー図のとおり進めさせていただいたらと考えております。もちろん、このことについては、アドバイザーの方々とも相談しながら進めさせていただいているところになります。</p>
(委員)	<p>僕はそれでいいと思います。前からずっと言ってるように、なんで人権文化センターだけで決めるんやと、人権アドバイザーたちと相談してくださいと、それがこのフロー図になったと、ただその中で図面に書いたらこうなるけど、みんな同じレベルなんやという考え方でいてほしいと思います。</p>
(委員)	<p>今のところに関連するんですけど、人権アドバイザーと人権文化センター、市民との線ですね、点線が実線になって、それから人権アドバイザーから上がってくる人権文化センターのところ、双方向的な線になったと考えていいんですか。両方にならないと、私もアドバイザーの活動をよく聞いていますと、町懇だけではなくて、幼稚園とか各学校園へ結構行って父兄対象にされているということをよく聞いています。それから中学校区に2人ずつぐらいいらっしゃいますね。</p>
(事務局)	<p>アドバイザーは、相談業務は2名ずつ体制で校区をある程度決めさせていただいているんですけど、必ずその校区のアドバイザーがその研修に行くという事は決めていません。アドバイザーみんなで市内全部を見ていきたいと思いますという形で進めております。</p>

<p>(委員)</p>	<p>それも聞いております。ですから、ここは双方向的な線と同時に、アドバイザーされていて研修会行かれたら市民からいろんな声も上がってくると思うんですね。もちろん、全部下向いて啓発しているのがダメという事ではないし、それをしてたら線まみれになってしまいます。ですから、もしこれを修正されるのであれば、人権文化センターのところを平たくしていただいて、対照的にされていると思うんですけど、市同協のところと何も同列という事ではないんですけど、もうちょっと見やすくしていただいた方がいいかなと、初めパッと見た時に人権アドバイザーのちょっと存在価値が薄いような気がしました。ですからエリアでの相談業務にしる、町懇のアドバイザー研修でもかなり深い話が出ていますし、それから研修会でもスキルアップ講座かなりいいレベルアップという事で、すでに行政の中ですごく活躍されているので、ぜひ線の方を検討していただきたいと思いました。</p>
<p>(委員)</p>	<p>今いい話を聞かせていただいたんだけど、いい話と反対にアドバイザーは月1回相談業務があるんですね、ちょっと詳しく説明して、その辺のところも考え直すべきことは考え直してもらわんといかんと思うから、相談業務に何人来られましたか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>月1回各公民館で巡回人権相談を行っているんですが、今年についてはまだ相談に来られた方はありません。本当に相談する人がいないのかということそんな事はないと思うんですが、その方々にこの人権アドバイザーが月1回行っている相談業務が届いていないという課題があると考えています。本年度についてはカードを作ってアドバイザーの方々がそれぞれ講話をされるときに、こういうところで相談もやっていますよというのを今広げてもらっている段階ですが、どうしても直接足を運んで相談に来られるというのは敷居の高い部分があって、少ないのかなと思っています。ただ、センターの電話相談は増えています。だから、悩みをお持ちの方は増えている状況です。</p>
<p>(委員)</p>	<p>数の問題じゃないと私は思います。中学校にいじめの相談何件ありましたかと学校に聞いたら、ない学校が大半やと思います。でも、いじめはあったと思うんですけど、それと同じで、やっぱり相談しやすいことを何とか考えると、もしそういう差別が起きた時にどうするのかいうのも相談業務の中にやっぱり必ずあると思うので、そこら辺の理解をよろしく願いいたします。</p>
<p>(会長)</p>	<p>この別紙1、2の手順とフロー図ですね、これについて他にどうでしょう。いろいろとご意見いただきましたが、よろしいでしょうか。今日出た意見も踏まえて、最終案を次回の審議会に出していただくということでよろしいでしょうか。それともう一つ、先ほどの人権文化センターだより発行までの経緯ということで報告があった裏側に今後の対応として(案)がついております。4点について先ほどご説明があったわけですが、これについてご意見をいただきたいのですがどうでしょう。</p>

<p>(委員)</p>	<p>まず1点目、今回の事案のことについて、これは地図にどこにあるのか問うた人、この人はこの文面から見ると昔そういう地区でトラブルがあったという話を聞いたと思ひ込みですね、ここを掘り下げてきちっと考えていかないと、ただ思ひ込みでついしゃべってしまったとか、それで終わってしまったてはなかなか市民啓発につながっていかない。なぜそういう思ひ込みにいたったのか、ここが大事なところなのでお願いしたいと思います。それと、処理手順の案ですけど、要は事案が発生した時に、それをどこが中心になって取り扱うのか、そしてその情報をどこへ迅速に情報提供するのか。さらに、その情報に基づいて分析をしたうえで、市民啓発、研修の方に活用していくのか、そういうところをきちっと整理して、こういう仕組みを考えていくのが大事じゃないかと思います。</p>
<p>(委員)</p>	<p>この人権文化センターが出来て、3年4年なる中で、フロー図がなかったのも、これを1つの足掛かりとしてこれでやって、あかんかったら変えていったらいいと思うんで、一応これで踏み出して問題点があれば変えていくということできかがですか。</p>
<p>(会長)</p>	<p>いろいろと意見が出ましたので、これをまとめていただいて、次回出していただくということでよろしいでしょうか。それと今後の対応(案)となっているところ、これも案を取るということでよろしいでしょうか。</p>
<p>(委員)</p>	<p>(4)については当たり前なことなんで入れる必要ないです。審議会の開催、どんな会でもそうですけど事前にどんなことをやるのか配布するのは当然のことです。それから、(3)の開催日の定例化はこれでいいんでしょうか。することが決まっておればいいんですけど、決めるんでしたらこれも規則に入れるべきだと私は思います。開催日を決めるのであれば、決めてそれ以外は随時であるということであれば、規則に入れてしまわないといけなし、定例化する必要が本当にあるのかどうかちょっとわかりませんので、これを今後の対応案に書く必要があるのかなという気がします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>まず(4)の資料云々のところはおっしゃる通り当たり前のことで、ただ今回の事案対応の中で資料の出し方という部分がやはりポイントとして出てきましたので、あえて書かしていただいたんですが、これについては取るということだと思います。それと(3)の定例化ですけど、ひとつの目安としまして8月と1～2月のあたりを目途としていうつもりで書かしていただいておりました、実際に規則で回数を明確にという形は考えてはないんですが、人権文化センターもいろいろな事業をやっております。その事業を一度審議会の委員のみなさんにご報告させていただき、そしてその内容にご意見をいただいてさらにいいものにしていく、そういう場にもできればしていきたいなと考えておりました、それを総じて定例化とさ</p>

	<p>せていただいております。ここで固定してしまうという趣旨ではございませんので、ここも次回の審議会の中で、整理したうえで出させていただきたいと考えております。</p> <p>(会長) では、その点よろしく願いいたします。これで人権文化センターだより発行までの経緯等についての質疑は終わります。本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。</p> <p>(副会長) 今日は真摯な審議でいろんな意見が出ましたけども、意見が出ることはいいことだと思います。次回今出たことを整理していただいて、早めに送っていただいて熟読できるようにお願いいたしまして閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>8 閉会</p>
--	---